

農業者自身による小型はこわなを使った鳥獣捕獲

～被害対策での活用に向けて、注意点とポイントを解説します～

辻井修（農業総合試験場企画普及部広域指導室）

【平成29年4月17日掲載】

【要約】

鳥獣保護管理法の基本指針の一部見直しにより、2017年4月1日以降、狩猟免許を持たない農林業者が事業地内での小型はこわなによる鳥獣捕獲の許可を受けられることになった。被害対策のために小型はこわなで鳥獣捕獲を行う際は、必ず捕獲許可を受け、わなを仕掛けたら毎日確認し、捕獲された鳥獣は自分で処分する必要がある。小型はこわなによる捕獲のポイントは、農作物が食べ頃になる前に始めること、ほ場に自由に出入りさせないこと、鳥獣の移動経路にわなを設置して誘引エサをこまめに交換することである。

1 はじめに

2016年10月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の基本指針が一部見直され、2017年4月1日以降、狩猟免許を持たない農林業者が事業地内での小型はこわなによる鳥獣捕獲の許可を受けられることになった（見直し後の「基本指針」の当該か所抜粋は下に示すとおり）。そこで、農作物被害防止のための小型はこわなによる鳥獣捕獲の注意点と、上手な捕獲のためのポイントについて解説する。

農林業者自らが行う捕獲に関する規制のあり方（基本指針 第四2 - 3(2)アに追加）

小型のはこわな等により、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者に対して許可できる。

2 捕獲補助活動との使い分けの考え方 ～本題に入る前に～

今回の規制緩和の前から、市町村によっては、小型はこわなによる捕獲においても地元猟友会の協力による捕獲補助活動（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない捕獲従事者容認事業）が導入されている¹⁾。この場合、基本指針が見直されたからといって農家自身が許可を受けることによる鳥獣捕獲へ慌てて移行する必要はない。猟友会の協力が得られる限り捕獲補助活動として継続した方が、農家の負担が軽減されるというメリットがある。ただし、猟友会による捕獲鳥獣の殺処分等、猟友会に相応の負担があることにも配慮する必要があるので、今回の規制緩和に関する情報を関係者で共有し、農業者への直接許可による捕獲に移行するかどうかを検討することが望ましい。

3 小型はこわなによる鳥獣捕獲の注意点

被害防止のために小型はこわなで鳥獣を捕獲する場合に、次の3点を厳守する。

必ず捕獲許可を受ける
わなを仕掛けたら必ず毎日確認する
捕獲された鳥獣は自分で処分する

(1) 必ず捕獲許可を受ける

規制緩和であるというイメージが一人歩きしがちであるが、決して「小型はこわなならば自由に仕掛けられるようになった」わけではない。申請して市町村長から許可を受ける必要がある。鳥獣保護管理法は1895年（明治28年）制定の「狩猟法」に端を発する法律で、鳥獣の保護と生物多様性の保全を基本理念とする。事実、多くの鳥獣種が保護すべき状況にあり、鳥獣捕獲は原則として認められない。農作物被害対策のための鳥獣捕獲はあくまでも例外的な措置であり、被害に悩む農業者だからこそ認められる特別な行為であることを忘れてはならない。

(2) わなを仕掛けたら必ず毎日確認する

目的の鳥獣のみならず、目的外の鳥獣が捕獲されていないかどうかを毎日確認することが不可欠で、非常に重要な作業である。確認できない日がある場合は、前日までに入り口の扉を閉じて鳥獣が捕獲されない状態にしておく。実際に小型はこわなにエサを置いて仕掛けると、しばしばネコなどが錯誤捕獲される（写真1）。

誤って捕獲してしまった目的外の鳥獣は、速やかに逃がさなければならない。目的の鳥獣であってもそのまま放置して死亡させることは動物愛護上避けるべきで、できるだけ苦痛が少ない方法で速やかに殺処分する。



写真1 ネコの錯誤捕獲と対応
（左：エサに誘引されてネコが現れ、
中央：捕獲された、
右：翌朝の見回りで発見し、逃がす）

(3) 捕獲された鳥獣は自分で処分する

鳥獣捕獲許可は、捕獲された鳥獣の処分を含む一連の作業すべてを認めるものである。言い換えれば、捕獲された鳥獣の処分（殺処分及び死体の処分、錯誤捕獲への対応）を農業者が実施しなければならず、殺処分の覚悟が求められる。実際にアライグマやハクビシンが捕まると「かわいそうだ」と感じるのが人情であるが、間違っても隣町などへ運んで逃がしてはいけない。



写真2 捕獲された鳥獣の
処分時の身支度

捕獲された鳥獣は命がけで抵抗するので、油断は禁物である。真夏でも半袖、短パン、サンダル履きなどはもってのほかで、しっかりと身支度を整えて作業する（写真2）。

4 小型はこわなによる上手な捕獲のポイント

上手な捕獲のポイントを挙げるとすれば、次の3点である。小型はこわなを置けば簡単にすぐ捕まると考えるのは早計で、観察力と忍耐が求められる。

捕獲は農作物が食べ頃になる前に始める
ほ場に自由に入出入りさせない
鳥獣の移動経路にわなを設置する

(1) 捕獲は農作物が食べ頃になる前に始める

例えば果樹園において、ブドウやナシが熟して食べ頃になってからハクビシンなどを捕獲しようとしても完全に手遅れである。おいしい果実が食べ放題の環境で、小型はこわなに置かれた怪しげなエサに誘われる鳥獣は存在しない。エサが少なくひもじい思いをしている時こそが捕獲のチャンスである。早めに準備し、守るべき農作物が食べ頃を迎えるまでに捕獲を開始する。

(2) ほ場に自由に入出入りさせない

ほ場内外を自由に行き来できる状態では、鳥獣の移動経路が定まらず、わなへ誘引しづらいため、ほ場の侵入防止対策が不可欠である。ハクビシンは垂直のパイプを難なく登り、5 cm以上の隙間があればもぐり込むので侵入防止は容易でないが、高さ35~40cmのネット柵に電気さくを組み合わせるとよい（図1、埼玉県農業技術研究センター考案「楽落くんライト」²⁾）。ハウス栽培の場合もわずかな隙間や天窓から侵入するので、スプリングなどを入念に点検して侵入されにくいようにする。

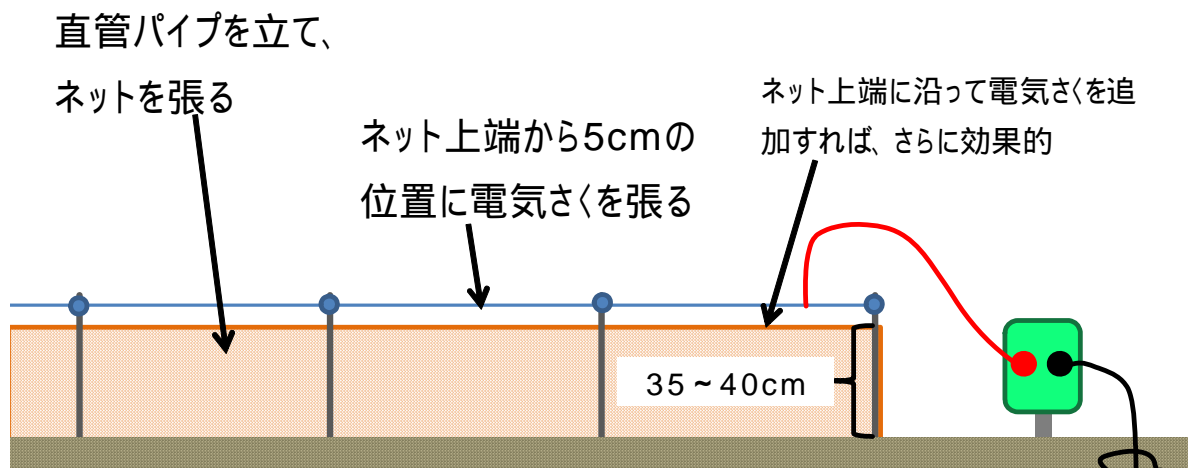


図1 埼玉県農業技術センターが考案したハクビシン・アライグマ等の侵入防止柵「楽落くんライト」の模式図

(3) 鳥獣の移動経路にわなを設置する

侵入防止対策が有効になれば、ほ場周辺の鳥獣の移動経路がある程度限定される。痕跡の観察やトレイルカメラ調査³⁾で移動経路を絞り込むことができれば、効率的な捕獲が期待できる。また、わなに誘引するためのエサは、できるだけこまめに交換すること

が大切である。エサの交換時には食痕を観察し、少しずつ誘い込むイメージでエサを配置するとよい。

5 参考文献

- 1) 浅井信吾．豊橋市における有害鳥獣の捕獲補助活動 ～わな免許を持たない農家も捕獲のお手伝い～．愛知県公式ウェブサイト「ネット農業あいち」(2016)
- 2) 埼玉県農業技術研究センター．防風網で低コスト化 - 電気柵「楽落くんライト」を新開発 - ．WEB版H27年4月号のうりんさいたま「テクノスコープ」(2015)
- 3) 辻井修．知ってとくとく鳥獣被害対策：現地調査の基礎 パート2 ～トレイルカメラで動かぬ証拠をゲット！！～．愛知県公式ウェブサイト「ネット農業あいち」(2016)

Copyright (C) 2017, Aichi Prefecture. All Rights Reserved.

～農業に役立つ情報をお届けします！～

「ネット農業あいち」(<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/nogyo-aichi/index.html>)